



埼玉県報

第 2 2 4 6 号
平成22年12月17日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [文書管理・財務会計・旅費システム運用サポート業務委託に関する落札者の公示\(総務事務センター\)](#)
- [上尾都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [桶川都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [身体障害者福祉法第十五条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [行田市南河原土地改良区役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [羽尾北部土地改良区の解散認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [鷺宮町西大輪特定土地地区画整理組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(建築安全課\)](#)
- [建築士免許の取消し\(建築安全課\)](#)
- [一般国道140号の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十五号中訂正\(川越建築安全センター\)](#)

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十八号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表二四六の項中「蓮田山ノ内住宅」を「蓮田山ノ内住宅」に、「蓮田市」を「蓮田市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年一月四日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人心と精神ケアセンター
- 三 代表者の氏名
関根 祐子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県北足立郡伊奈町栄一丁目二十二番地六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、青少年の犯罪をなくすために、過ちのあった青少年やその家族、教育関係者に対し、心のケアとカウンセリングを中心とした非行克服に関する事業を行い、もって豊かで安らかな心が育まれる、安全・安心な地域社会を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お出かけ青果隊

三 代表者の氏名

中村 善純

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市高萩東二丁目十番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、一人暮らし老人世帯への生活支援等のふれあい助け合い、高齢者の生活相談等による安全と安心への支援と高齢者徘徊の搜索援助、防犯活動、出火予防などの地域安全活動、中小スーパー等への臨時出店による経済活動、地域起業家の募集による商店街活性化及び農産物等の作柄、価格の調査、買付方法、販売方法、保存方法等の情報提供を行うことにより、高齢化社会の安全と安心による社会の福祉の増進、地域と社会の経済の活性化を図り、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人子育てネットくまがや

三 代表者の氏名

黒澤 稔枝

大崎 幸恵

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市沼黒五八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て世代及び家族に対し、地域と連携をはかり、繋ぐ・支える・広げる支援活動を行う。また、子育ての情報を収集発信し、子育てに関わるすべての人々のQOL（生活の質）の向上発展に努め、地域の子育て力UPに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
文書管理・財務会計・旅費システム運用サポート業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費システム担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年11月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2
- 5 落札金額
251,370,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成22年10月1日

告 示

埼玉県告示第五百五十八号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五十九号

桶川市から桶川都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千五百六十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
渡邊 三紀	視覚障害	眼科	上尾中央総合病院	上尾市柏座一 一〇 一〇	同
徳倉 美智子	視覚障害	眼科	上尾中央総合病院	上尾市柏座一 一〇 一〇	同
宇野 毅	視覚障害	眼科	宇野眼科医院	志木市館二 七 一一	同
島田 典明	視覚障害	眼科	幸手総合病院	幸手市東四 一四 二四	同
鈴木 雅信	視覚障害	眼科	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六 一〇〇	同
井上 貴博	聴覚障害	耳鼻咽喉科	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井六 一〇〇	同
小林 史樹	視覚障害	眼科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二 一 五〇	同
今井 康雄	視覚障害	眼科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二 一 五〇	同
大津 敦子	視覚障害	眼科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二 一 五〇	同
木幡 一磨	肢体不自由	脳神経外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二 一 五〇	同
虎溪 則孝	心臓機能障害	循環器内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二 一 五〇	同
阿川 毅	視覚障害	眼科	蕨市立病院	蕨市北町二 一一 一八	同
深谷 和正	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そ しゃく機能障害	耳鼻咽喉科	東松山市立市民病院	東松山市松山二三九二	同
栗山 元根	音声・言語機能障害、そ しゃく機能障害	形成外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五 八 一	同
金沢 雄一郎	肢体不自由	形成外科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五 八 一	同

鈴木 健司	心臓機能障害	循環器内科	羽生総合病院	羽生市上岩瀬五五一	同
相川 大	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団武蔵野会 病院	新座市東北一七二	同
進藤 直久	心臓機能障害	循環器内科	医療法人社団武蔵野会 病院	新座市東北一七二	同
吉田 葉子	肝臓機能障害	消化器内科	医療法人 新井病院	久喜市久喜中央二二二八	同
三坂 昌温	心臓機能障害	心臓血管外科	医療法人 新井病院	久喜市久喜中央二二二八	同
福島 力	肢体不自由	脳神経外科	医療法人 新井病院	久喜市久喜中央二二二八	同
田中 数彦	心臓機能障害	不整脈科	春日部中央総合病院	春日部市緑町五九四	同
片山 一雄	肢体不自由	整形外科	春日部中央総合病院	春日部市緑町五九四	同
本郷 悠	肢体不自由	神経内科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三二	同
山崎 健仁	肢体不自由	整形外科	医療法人社団協友会	吉川市平沼一一一	同
小口 泰司	肢体不自由	整形外科	医療法人慶悠会 科・内科	川口市戸塚東一一八一	同
金子 博徳	肢体不自由	整形外科	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二一	同
松岡 正	肢体不自由	整形外科	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八一	同
古橋 照之	肢体不自由	整形外科	医療法人東明会 原田病院	人間市豊岡一三三三	同
馬島 瑩郷	肢体不自由	リハビリテーション 科	埼玉みさと総合リハビリテーション病院	三郷市新和五二〇七	同
梅澤 夏樹	肢体不自由	整形外科	医療法人 豊岡整形外科病院	人間市豊岡一八三	同

石塚 英司	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	白岡中央総合病院	南埼玉郡白岡町小久喜九三八	一二	同
池田 直史	じん臓機能障害	内科	社会医療法人財団石心会 狭山病院	狭山市鶴ノ木一 三三	同	同
西平 哲郎	じん臓機能障害	外科	圏央所沢病院	所沢市東狭山ヶ丘四 二六九二	一	同
大森 秀一郎	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	医療法人 大久保病院	加須市砂原二八六	一	同
林田 康治	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	消化器外科	戸田中央総合病院	戸田市本町一 一九三	同	同
根岸 道子	小腸機能障害	消化器内科	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	所沢市若狭二 一六七	一	同
峯川 宏一	肝臓機能障害	内科	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	同	同
柴 正美	心臓機能障害	循環器内科	医療法人 新井病院	久喜市久喜中央二 二二八	同	平成二十二年十月一日
林 一郎	心臓機能障害	心臓血管外科	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪二 一	同	平成二十二年十月一日

告 示

埼玉県告示第千五百六十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
大久保 忠男	肢体不自由	医療法人一心会 上尾甦生病院	上尾市地頭方四二一 一	平成二十二年一月四日
森 俊子	肢体不自由	国立障害者リハビリテーションセンター	所沢市並木四 一	平成二十二年四月一日
室 田 敬一	じん臓機能障害	蕨市立病院	蕨市北町二 一 二 一 八	平成二十二年七月三十一日
白 土 修	肢体不自由	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十二年八月三十一日
齊 藤 瑛	聴覚障害、言語機能障害	斉藤耳鼻咽喉科医院	所沢市西住吉六 二 二	平成二十二年九月一日
西 川 真平	視覚障害	防衛医科大学病院	所沢市並木三 二	平成二十二年十月十一日

告 示

埼玉県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

霞ヶ関駅ビル

川越市霞ヶ関東一丁目一番十二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社文真堂書店 代表取締役 星野洋一

群馬県前橋市小相木町五百五十八 一 外 計三社

（変更後）株式会社大東青果 代表取締役 内野重男

東京都東大和市中央一丁目三番地の三 外 計三社

ハ 変更年月日

平成二十年一月三十一日外

ニ 届出年月日

平成二十二年十二月八日

二 縦覧期間

平成二十二年十二月十七日から平成二十三年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月十七日から平成二十三年四月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第千五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、行田市南河原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	大関守宏	行田市大字南河原五一六番地三
同	赤羽修一	同 犬塚一三一六番地
同	江袋佳司	同 中江袋一〇一番地
同	加瀬田健	同 南河原二五九番地一
同	加瀬田昇	同 同 三八〇番地
同	島村金光	同 同 二六二二番地三
同	野中實	同 中江袋五八五番地
同	島村秀平	同 馬見塚三五五番地
同	今村五郎	同 南河原九二〇番地
同	金子計之助	同 馬見塚七六六番地一
同	古澤明	同 犬塚一二〇七番地
同	栗原二郎	同 馬見塚八九三番地二
同	萩原正夫	同 同 七五三番地
同	内田秀夫	同 同 七二七番地
同	大屋寛	同 犬塚七〇三番地
同	古澤時男	同 同 七三七番地
同	山田福太郎	同 南河原二六九六番地三
同	橋本茂	同 同 七五八番地三
監事	松本秀夫	同 同 三九五番地二
同	島澤万藏	同 同 犬塚一二一八番地
同	金子憲一	同 同 馬見塚七五〇番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	大関守宏	行田市大字南河原五一六番地三

告 示

埼玉県告示第五百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、
次の土地改良区の解散を平成二十二年十二月十四日認可した。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名 称

羽尾北部土地改良区

二 事務所所在地

比企郡滑川町

告示

埼玉県告示第千五百六十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇九 一八 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

入間市大字南峯字東櫻畑五八五 一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一七七三・一立方メートル

浸透効果量 〇・〇七九立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第千五百六十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定により、
鷲宮町西大輪特定土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千五百六十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十三年一月十七日 午前十時	有限会社第一 宅建センター	代表取締役 吉田 善一	埼玉県さいたま市 見沼区東大宮五 五十三―三十五

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎 四〇二会議室

告 示

埼玉県告示第千五百六十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十二年十二月十五日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

堀江 至久

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第一五八四五号

五 免許取消しの理由

本人から免許取消しの申請があつたため

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 並 木 孝 之

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
耕地二二七三番七地先まで	秩父市蒔田字西ノ入一七五一 番二地先から同市蒔田字堰下	区 間
	一五・八〇 一五・八〇	敷地の幅員 (メートル)
	一、六七四・四〇	延 長 (メートル)
る。 区域の一部変更であ	平成十八年二月二十四日付け埼玉県秩父 県土整備事務所長告 示第五号の道路予定	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年十二月七日

指令川建セ第二二 二四一号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月七日

川建セ第二二 九三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字古池字馬場五三七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字古池五三七番地二

黒澤 雅至

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第熊九号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十二年十二 月十二日	指定の年月日
児玉郡美里町大字白石城山千八百四十一 三	指 定 道 路 の 位 置
五十一・三〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年十一月十九日

指令越建セ第二二〇〇五〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月十日

越建セ第三一四一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字本郷字西上一一七―三、一一一八―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字本郷九五六番地五 エーワンレジデンス一〇二

鈴木 亮 鈴木 祥代

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年十二月八日

指令越建セ第二二〇〇一〇一号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月十日

越建セ第三一九一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字小谷堀西二七五三一、一、一、二、一三、一四、一五、一六、一七、

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町高野台東一丁目一七番地一
特定非営利活動法人フタバ 理事 田野 實

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年七月二十二日

指令越建セ第二二〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月十四日

越建セ第三二四 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字西条原字新田九一八、九二〇 二、九二〇 六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡白岡町西一〇丁目八番六 ガーデンハイツ白岡二〇二

近藤 隆

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年八月二十六日

指令越建セ第二二〇〇三二一〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月十五日

越建セ第三二五 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町大字東条原字大崎三〇三 四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町大字東条原三〇三番地一

齋藤 義之

告 示

埼玉県教委告示第三十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

一 日時

平成二十二年十二月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第百八十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十二年十二月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年十二月二十日 午後四時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他

正 誤

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第四百四十五号（平成二十二年十一月二十六日
第二千二百三十九号）中訂正

告示番号

誤

告示第四百四十五号

正

告示第四百四十六号